

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	子ども未来応援課

契約業者名・住所	有限会社プルミエ・松戸市東松戸 3-6-12
工事等の名称	建物賃貸借契約
工事等の場所	松戸市東松戸 3-2-1 アルフレンテ 301・302 号室
種 別	建物賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	建物賃借料 月額 447,579 円、共益費 月額 89,507 円
工事等の概要	建物賃貸借
随意契約の理由	本物件で実施予定の地域子ども・子育て支援拠点事業（以下、事業という）は、子どもとその保護者らが集い、他の親子と交流を図ったり、気軽に育児相談ができる場を設置することで、子育てへの負担感等の緩和や安心して子育て・子育てができる施設を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的としている。利用者は主に0歳から就学前の子どもとその保護者で、事業の実施場所の選定にあたっては、一日当り最大10人の子どもを一時預かりするためのスペースのほか、概ね10組の親子がゆとりをもって過ごせる十分な広さと、小さな子どもを連れた保護者でも訪れ易いよう、交通の利便性が高いことが条件となる。 本物件は、東松戸駅周辺施設の一室で交通の利便性が高く、事業の実施場所として十分な広さを有しており本事業に適した物件である。また、物件は平成19年の「ほっとる一む東松戸」開設当初から使用している物件である。ほっとる一む東松戸は市内でも有数の利用者がいる施設であり、本事業において欠かすことのできない役割を担っているため、引き続き有限会社プルミエを相手方とし、定期建物賃貸借契約を締結するものである。 以上のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により一者から見積もりを徴することが、適法かつ妥当であると思慮される。